

# 協議事項No. 1

## 守谷市総合計画審議会委員の選出について

保健福祉審議会では、市の各課が所管する審査会や審議会等の委員の選出依頼を受けています。

このたび、「第三次守谷市総合計画・前期基本計画」が令和8年度に期間満了を迎えることに伴い、総合計画について審議いただく下記審議会を設置し、委員を選出する必要がありますので、ご協議をお願いします。

- 守谷市総合計画審議会委員（企画課所管）：1名  
第三次守谷市総合計画・後期基本計画の策定等  
任期：令和8年2月～令和9年3月（1年程度）

### ○守谷市総合計画審議会条例（抜粋）

#### （設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、守谷市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### （任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の件について調査、審議し、答申する。

- （1）総合計画に関すること。
- （2）国土利用計画に関すること。
- （3）その他市長が必要と認めること。

#### （組織）

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）団体の役職員
- （2）知識経験者
- （3）市民

#### （任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第1号及び第2号のうちから委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

## 計画の趣旨

守谷市は、平成24年3月に第二次守谷市総合計画を策定し、「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。第二次計画策定以降の社会情勢の変化等へ対応し私たちが取り組んできたまちづくりを振り返り、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成を見据えつつ、市民と行政が守谷市の未来の姿を共有して新しい時代をともにつくっていくための指針として、ここに第2期総合戦略を包含した第三次守谷市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

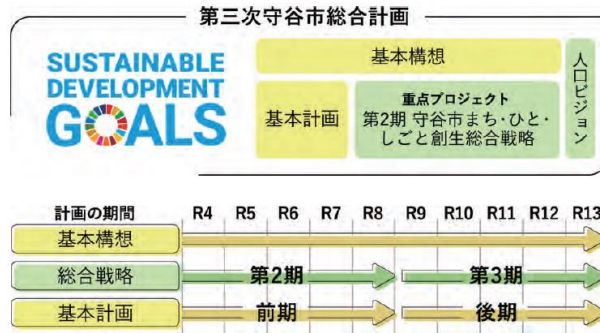
## 参考

総合計画から  
抜粋

## 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画で構成されているほか、今回は、重点プロジェクトとして総合戦略及びその前段となる人口ビジョンを盛り込んでいます。

計画期間は、令和4年度を初年度とし、基本構想は令和13年度を目標年次とする10年間、基本計画・第2期総合戦略は令和8年度を目標年次とする5年間とします。



## 施策の体系

